国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学

知的財産ポリシー

平成１６年４月１日
令和７年１０月１日改正
国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学

目次

はじめに　＜本学の使命と大学プロパテントへの取組＞ …… 1

1　基本的な考え方 …… 1

1－1　本学の使命と研究成果の知的財産権化・顕在化 …… 1

1－2　アカデミックフリーダムと大学プロパテントの両立・整合 …… 1

1－3　本学「知的創造サイクル」の一元管理・活用体制の確立 …… 2

1－4　職員等の職務と研究成果の大学（機関）帰属 …… 2

1－5　本学における社会貢献　－　産業界への貢献　－　産官学連携 …… 2

1－6　本学「知的創造サイクル」の推進による …… 2

職員等へのインセンティブ賦与と研究等の活性化

2　知的財産ポリシーを具体化する学内規程 …… 3

3　職員等、学生等の規程上（知的財産ポリシー上）の取扱い …… 3

3－1　職員等 …… 3

3－2　学生等 …… 3

4「研究成果物」についての取扱い …… 4

4－1「研究成果物」の定義 …… 4

4－2　研究成果物の届出 …… 4

4－3　職務上得られた研究成果物の大学（機関）帰属 …… 4

4－4　研究成果物に係る収入の大学帰属と職員等への還元 …… 4

4－5　研究成果物に対する職員等の秘密保持義務等 …… 4

4－6　研究成果物の管理義務と責任の帰属 …… 4

4－7　研究成果物の学会発表等の対外発表と知的財産権保護 …… 5

4－8　研究成果物の他への提供 …… 5

4－9　学外からの研究成果物の受領 …… 5

4－10　知的財産権保護への努力と研究推進部門の支援 …… 5

5　知的財産権についての取扱い …… 6

5－1　知的財産権の定義 …… 6

6　特許権等 …… 6

6－1　発明等の取扱い …… 6

（届出・権利承継の認定・譲渡書等の提出・活用等の一連のフロー）

6－2　職務発明の取扱いと任意譲渡 …… 6

6－3　特許等を受ける権利の帰属 …… 7

6－4　特許法第30条（新規性喪失の例外）の適用を受ける旨の申出 …… 7

6－5　職員等の権利化協力義務 …… 7

6－6　特許を受ける権利の職員等への返還 …… 7

６－７　異議申立 …… 7
６－８　発明補償 …… 8
６－９　知的財産審議会 …… 8
６－10　職員等の退職後の取扱い …… 8

７　特許権等以外の知的財産権 …… 8
７－１　著作権 …… 8
７－２　回路配置利用権、育成者権 …… 9
７－３　技術ノウハウを使用する権利 …… 9

８　研究試料（有体物／マテリアル）についての取扱い …… 9
８－１　研究試料の定義 …… 9
８－２　研究試料の大学（機関）帰属 …… 9
８－３　管理及び届出 …… 9
８－４　学長による認定 …… 9
８－５　研究試料提供契約（ＭＴＡ）の締結 …… 10
８－６　研究試料に係る収入の大学（機関）帰属と提供奨励金の支給 …… 10

９　知的財産権の実施許諾・譲渡（産業界への技術移転） …… 10
９－１　本学が所有する知的財産権に対する実施許諾の原則 …… 10
９－２　本学と企業等の共有に係る知的財産権 …… 10
９－３　企業等との実施契約の締結 …… 10
９－４　優先的実施の許諾 …… 10
９－５　知的財産権の譲渡 …… 11
９－６　学術研究機関に対する実施許諾の特例（アカデミックユース） …… 11
９－７　実施料等の収入の大学（機関）帰属と発明者等への還元 …… 11
９－８　技術移転事業者（ＴＬＯ）への委託 …… 11

10　特許権等に関する侵害問題その他のトラブルへの対応 …… 12
10－１　本学の特許権等に対する侵害問題その他のトラブルへの対応 …… 12
10－２　本学に提起されるトラブルへの対応 …… 12

おわりに …… 12

以上

はじめに

本学の使命と大学プロパテントへの取組

国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学（以下「本学」という。）は、学部を置かない国立の大学院大学として、

◆先端科学技術分野における高度な基礎研究

◆大学、企業等において先端科学技術分野の研究開発に携わる人材の組織的養成

を目的とし、創立以来、研究と教育に取り組むとともに、その成果を踏まえ、社会への展開や文化の創造に向け、学外との密接な連携・協力関係の推進を理念として、特色ある大学運営を推進してきた。

21世紀に入り我が国を取り巻く厳しい経済環境にあって、知的財産の創造・活用を基盤に据え、産業競争力の強化を目指す「知的財産立国」が国策となり、「知の世紀」をリードすべき大学においてもその一翼を担うことが求められている。即ち、研究と教育に加え、大学が、その研究の成果を活用し、社会に還元し、社会の発展に寄与することについて、「知の拠点」である大学に対する社会からの期待が高まっている。

ここにおいて、本学は、法人化を機に、研究成果の社会への還元（社会貢献）を本学の重要な使命のひとつとして、その認識を新たにし、かかる使命の達成に向け、本学における研究と教育その他の大学事業の各面において、知的財産重視の視点からの取組み（大学プロパテント）を強化する。

1　基本的な考え方

1－1　本学の使命と研究成果の知的財産権化・顕在化

研究及び教育に加え、本学の重要な使命とする「研究成果の社会への還元」は、研究成果の産業応用等による国民生活の向上・雇用の拡大への寄与を目指すものである。これを実現するためには、産官学連携等の推進による産業界への技術貢献が必要であり、また研究成果については、その知的財産権化が重要と考える。かかる認識に立ち、本学は、研究成果の知的財産権化及び顕在化を推進する。職員等に対しては、研究成果の知的財産権保護の必要性について啓発し、学内徹底を図る。

1－2　アカデミックフリーダムと大学プロパテントの両立・整合

大学研究においては、研究における研究者の主体性、自主性及び自立性と研究発表の自由が尊重されなければならない（アカデミックフリーダム）。本学は、研究成果の公開とその知的財産権保護について、研究者の主体性・自主性・自立性を尊重するとともに、研究者の知的財産マインドの醸成及び向上を図りながら、大学研究におけるアカデミックフリーダムと大学プロパテントの両立・整合を図っていく。

１－３　本学「知的創造サイクル」の一元管理・活用体制の確立

本学における研究成果の知的財産権化及び権利育成については、知的財産に関するサポート体制（電子知的財産管理システムの構築を含む。）と学内ルール等のインフラを整備するとともに、知的財産を取り扱う専門部署を本学に設置することにより、本学の知的財産について、一元的に、学内外の窓口になり、届出を受け付け、管理し、権利育成し、その活用を図る等、大学知的創造サイクルに係る諸業務を推進する。

１－４　職員等の職務と研究成果の大学（機関）帰属

本学の法人化を機に、本学の構成員である職員等（研究者）にとって、大学の施設、設備、資金、人材等の大学リソースを使用して行う、研究、教育及び社会貢献に係る業務は、職員等にとって職務であり、職員等がかかる職務を遂行する過程で得た研究成果は、（職員等個人のものではなく）法人たる大学（機関）に帰属するものとする（職務発明制度の導入）。

１－５　本学における社会貢献　－　産業界への貢献　－　産官学連携

本学における社会貢献は、本学の先端科学技術分野における高度な基礎研究の成果を科学技術の進展に役立たせること、かかる研究成果に基づく高度な教育により人材を養成し、学界及び産業界に送り出すことに加え、今後、研究成果を産業界に技術移転し、産業界に役立たせることに力点を置いて取り組んでいく。

さらに、ここ奈良の地から世界に羽ばたく新規事業・産業の創出に、本学の研究成果が貢献できるよう、研究に際しては、その先に、「成果を産業に役立せる」ことをも視野に入れて研究に取り組むことを研究姿勢のひとつとして啓発していくとともに、学内、学外との連携を図り、基礎研究の成果の評価を図りながら、産業応用に結びつける活動を積極的に進める。

本学のＴＬＯ機能の充実強化を図り、本学の研究成果（知的財産権）の産業界への技術移転を促進する。かかる技術移転に際しては、本学の研究成果を核にその応用研究について、民間等との共同研究及び受託研究を積極的に進める等、多角的かつ戦略的な産官学連携を図り、本学の研究成果の技術移転を効果的に推進する。

１－６　本学「知的創造サイクル」の推進による職員等へのインセンティブ賦与と研究等の活性化

本学の研究成果から知的財産を創造し、権利育成し、活用し、収入を図り、研究資金に還流させる「知的創造サイクル」の効果的推進を図る。また、かかる収入の一部を発明者である職員等に還元し、また職員等の研究業績評価へ反映させる等、職員等にインセンティブを与えることにより、本学の研究及び教育を活性化していく。

２　知的財産ポリシーを具体化する学内規程

上記の「基本的考え方」に基づき、知的財産ポリシーを具体化するため、研究成果及び知的財産権の取扱いに関する基本事項をルール化し、以下の規程を制定する。

（１）研究成果物取扱規程

知的財産、研究試料（有体物）を含む、研究過程で得られた研究成果物全般について、取扱いを定める。

（２）職務発明等取扱規程

知的財産（知的財産権）の取扱いを定める。

（３）研究試料取扱規程

研究試料（有体物）の取扱いを定める。

（４）実施許諾等取扱規程

本学が所有する知的財産権について、企業等への技術移転（実施許諾、譲渡）、企業等との共同研究等との関係等の取扱いを定める。

上記の規程を実施するにあたり、必要な手順・様式等を適宜定め、これらの規程が学内で円滑に運用されるようにしていく。

３　職員等、学生等の規程上（知的財産ポリシー上）の取扱い

３－１　職員等

教授、准教授、助教、助手、事務系職員等、大学と雇用関係にある職員等（常勤・非常勤を問わない。）及び学長等の本学の法人役員を基本的に規程の適用対象者とする。

３－２　学生等

学生は、大学と雇用関係がなく、当然には、規程の適用対象者にならないが、学生が教授等の指導の下、大学の研究に従事することがあることに鑑み、次のように取り扱うものとする（学生ではなく、しかも大学と雇用関係にない大学関係者についても、同様に取り扱う。）。

学生等が教授等の指導又は指示により、大学が行う研究に従事する場合、職員等が事前に学生と契約を交わすことにより、かかる研究に従事する限りにおいて、２に定める職務発明等取扱規程等の規程の適用上、職員等と同様に取り扱うものとする。

４　「研究成果物」についての取扱い

４－１　「研究成果物」の定義

（１）論文等としてまとめられたもの

（２）研究によって得られた、試薬、試料、実験動物、植物、細胞株、菌株、遺伝子、化学物質、試作品、実験装置等の研究目的に使用可能な研究試料で、有形かつ技術的観点からの付加価値を有するもの

（３）大学における研究の成果として得られた発明、考案、コンピュータプログラム・データベースの著作物、技術ノウハウ等の知的財産（上記（１）（２）に掲げられる成果物に含まれているか否かを問わない。）

４－２　研究成果物の届出

研究成果物を創出した職員等は、以下の規程に従い、学長に届け出るものとする。

（１）対外発表に係る論文等の届出　→　研究成果物取扱規程

（２）発明等の知的財産の届出　→　職務発明等取扱規程

（３）研究試料の届出　→　研究試料取扱規程

４－３　職務上得られた研究成果物の大学（機関）帰属

職員等が職務上創出した研究成果物は、原則として大学に帰属する。

４－４　研究成果物に係る収入の大学帰属と職員等への還元

職員等が職務上創出した研究成果物について収入が得られた場合、その収入は大学に帰属するものとし、その一部は、職務発明等取扱規程及び研究試料取扱規程に従い、研究成果物を創出した職員等に還元するものとする。

４－５　研究成果物に対する職員等の秘密保持義務等

職員等は、未発表の研究成果物について、公表が認められたものを除き、秘密を守るものとし、他に開示し、又は提供してはならないものとする。

４－６　研究成果物の管理義務と責任の帰属

（１）職員等は、研究成果物を容易に他人に知られ、又は持ち出されないように適切かつ厳重に保管するものとする。

（２）民間機関等との共同研究、受託研究に基づく研究成果物については、かかる研究に係る民間機関等との契約に基づき大学に課せられる義務（秘密保持義務を含む。）が履行できるように管理するものとする。

（３）研究科長等は、その管理統括する研究科等における研究成果物の管理（上記（１）（２）に定める管理を含む。）について、責任を負うものとする。

４－７　研究成果物の学会発表等の対外発表と知的財産権保護

（１）発表に係る研究成果物について、かかる研究成果物を創出した職員等が、知的財産価値（新規性その他の特許性を備え、かつ、産業上の利用価値がある等）が存すると自ら判断する場合、特許出願が完了した後に対外発表を行うものとする。

（２）発表に係る研究成果物について、かかる研究成果物を創出した職員等が、研究成果を権利化しないで公開することが、むしろ科学技術の進展及び学問の進歩の観点から社会貢献になると判断する場合、職員等は知的財産権保護を留保できる。

（３）上記（１）（２）の職員等の判断に際し、研究推進部門は、これをサポートする。

４－８　研究成果物の他への提供

（１）職員等は、職務上得られた研究成果物を他に提供しようとする場合には、次の対応をする。

①その研究成果物の提供について関係者の合意を得ること。

②その研究成果物の提供が本学の規約に抵触しないことを確認すること。

③その研究成果物の提供について、契約書等の取り決めを学長の承認を得て、提供先の企業等との間で取り交わすこと。

（２）研究試料（マテリアル）の他への提供に関する取扱いの詳細は、研究試料取扱規程に定める（後記８の「研究試料の取扱い」を参照）。

４－９　学外からの研究成果物の受領

職員等が、外部機関から研究成果物の提供を受けようとする場合、上記４－８に準じて対応するものとする。

４－10　知的財産権保護への努力と研究推進部門の支援

（１）職務上得られた研究成果物について、知的財産価値があると判断される場合、知的財産権として法的保護に努めるものとする。

（２）研究成果物について、知的財産価値があるか否か、知的財産権保護を図るか否かは、これを創出した職員等が、研究推進部門のサポートを得て主体的、自主的かつ自立的に判断するものとする。

（３）知的財産権の取扱いの詳細は、職務発明等取扱規程に定める（後記５の「知的財産権についての取扱い」を参照）。

5　知的財産権についての取扱い

5－1　知的財産権の定義　（以下の（1）から（5）までの権利）

（1）「特許権等」（以下の①及び②の権利）

①特許権、実用新案権、意匠権、商標権

②特許を受ける権利等の産業財産権を取得する権利（以下、「特許等を受ける権利」という。）

（2）「著作権」（以下の①及び②の権利）

①著作権法で定めるプログラムの著作物に係る著作権

②著作権法で定めるデータベースの著作物に係る著作権

（3）「回路配置利用権」

半導体集積回路の回路配置に関する法律で定める回路配置利用権

（4）「育成者権」

種苗法で定める育成者権をいう。

（5）「技術ノウハウを使用する権利」

技術情報のうち秘匿することが可能なものであって、かつ財産的価値のあるもの（「技術ノウハウ」という。）を使用する権利

6　特許権等

6－1　発明等の取扱い（届出、権利承継の認定、譲渡書等の提出、活用等の一連のフロー）

（1）職員等は、本学の研究・教育に関連し、発明等を行ったときは、学長に届出をする。

（2）学長は届出を受けた発明等について、研究推進部門長に職務発明（後記6－1の「職務発明の取扱い」参照）に該当するか否か、本学が特許等を受ける権利を承継するか否かについて認定させる。

（3）学長は、研究推進部門長が認定した結果を発明者たる職員等に通知し、職員等は、大学が特許等を受ける権利を承継する旨の通知を受けたときは、学長に譲渡書を提出するとともに、出願に必要な書類を研究推進部門に提出する。

（4）本学が、特許等を受ける権利を承継すると認定した発明等については、研究推進部門の責任の下で、一元的に、出願から権利化に至る手続、権利維持、さらに企業等へのライセンス及び権利活用を促進する（知的財産権の管理責任）。

（5）本学が、特許等を受ける権利を承継しないとの認定について不服があるときは、発明者は、学長に異議申立をすることができる（後記6－7参照）。

6－2　職務発明の取扱いと任意譲渡

（1）「職務発明」とは、職員等が行った発明等であって、その内容が本学の業務の範囲に属し、且つ、当該発明を行うに至った行為が、本学における当該職員等の現在又は過去の職務に属するものをいい、職員等が、本学の資金、施設、設備その他の資源（人材を含む。）を使用し、研究を行う過程で創出された発明等は、原則として職務発明に該当するものとし、必ず届出されなければならないものとする。

（2）職務発明には該当しないが、本学の業務に関連のある発明については、職員等は、届出を

することにより、特許等を受ける権利の譲渡について、本学と協議をすることができるものとする（任意譲渡）。

６－３　特許等を受ける権利の帰属

（１）職員等が行った職務発明についての特許等を受ける権利は、本学に帰属する。

（２）共同開発等、民間等との契約に基づき共同研究等が行われる場合、かかる研究から生じる発明等に対する特許等を受ける権利の帰属は、企業等との契約に定めるところによるが、原則、職員等の単独発明については、本学の単独所有に、企業等の従業員との共同発明については、本学と企業との共有とする。

６－４　特許法第30条（新規性喪失の例外）の適用を受ける旨の申出

発明等は、特許出願前に公表されてはならないところ、止むを得ない事情により、発明等が、学会発表その他第30条所定の事由で新規性喪失に至る場合、発明等をした職員等は、直ちに研究推進部門長にその旨を申し出るものとする。

６－５　職員等の権利化協力義務

職員等は、自己が発明者である特許出願について権利取得に至る手続において、研究携推進部門、代理人弁理士等から意見照会、問合せ、要請等を受けた場合、これに誠実に対応し、権利化に協力しなければならないものとする

６－６　特許を受ける権利の職員等への返還

特許等を受ける権利を本学が承継しない旨の認定の通知がなされたときは、当該発明等についての特許等を受ける権利は、別段の条件が付されない限り、当該発明等の発明者に返還したものとする。

６－７　異議申立

（１）職員等は、届出を行った当該発明等について、特許等を受ける権利を本学が承継しない旨の認定の通知を受けた場合、これに不服があるときは、かかる通知を受けた日から20日以内に、学長に異議申立をすることができるものとする。

（２）学長は、異議申立の通知を受けたときは、知的財産審議会の審議を経て、特許等を受ける権利の承継について決定をし、申立者に通知するものとする。

６－８　発明補償

（１）本学が承継した特許権等について、発明者である職員等に補償金を支給する。

①出願補償金：出願1件当たり一律6,000円

②実施補償金：特許権等の実施許諾等による収入の40％相当額

③譲渡補償金：特許権等の譲渡による収入の40％相当額

（２）出願補償金の対象出願の発明者が複数ある場合、発明者間で貢献度に別段の合意がない限り、原則として貢献度は均等とし、補償金は均等に分配するものとする。

（３）学長は、補償金の支給対象者及び額についての認定を研究推進部門長に行わせるものとする。

６－９　知的財産審議会

（１）構成：　議長：学長

委員：学長が指名する理事、研究推進部門長、研究科長、研究協力課長、その他学長が必要と認める者

（２）任務：①特許を受ける権利の承継に係る認定等、職務発明等取扱規程、研究試料取扱規程及び実施許諾等取扱規程の定めに従い研究推進部門長が行う認定、判断に対する異議申立についての審議

②その他知的財産に関する事項の審議

６－10　職員等の退職後の取扱い

職員等が在職中に行った発明等については、職務発明等取扱規程を適用するものとし、補償金は、退職等により職員等の身分を失った者に対して、退職後においても支給する。

７　特許権等以外の知的財産権

７－１　著作権

本学において創作される著作物について、産業上の利用性と本学の研究分野とに鑑み、コンピュータプログラムの著作物（著作権法第２条第１項第10号の２）とデータベースの著作物（同条同項同号の３）に係る著作権を、職務発明等取扱規程に規定する知的財産権として、特許権等に準じて取り扱う。

（１）プログラムの著作物とデータベースの著作物は、産業上の利用可能性があり、かつ、発明等と関連して創出されて、技術移転に際しても、関連する特許権等の実施許諾においてパッケージで実施許諾される可能性があることから、原則として、職員等の職務上創作された著作物は、(著作権法上の法人著作に該当するか否かに拘わらず)、職務発明に準じて取り扱い、著作者たる職員等から届出を受け、本学が権利承継できるようにする。

（２）届出、職務発明の認定、権利承継、補償金、実施許諾等の取扱いについては、特許権等に準じて取り扱うものとする。

７－２　回路配置利用権、育成者権

回路配置、品種に係る職員等の職務上の創作が生まれた場合、職務発明に準じて取り扱い、創作者たる職員等から届出を受け、本学が権利承継できるようにする。

届出、職務発明の認定、権利承継、補償金、実施許諾等の取扱いについては、特許権等に準じて取り扱うものとする。

７－３　技術ノウハウを使用する権利

研究成果の内には、秘匿することが可能なものであって、かつ財産的価値のある技術情報（技術ノウハウ）が含まれ得る。技術ノウハウは特許権によらず、営業秘密（不正競争防止法）として保護が図られるところ、特許技術を技術移転する際には、特許技術を産業化する上で、技術ノウハウが有用なことがあることから、技術ノウハウを使用する権利をパッケージで実施許諾する可能性・必要性がある。企業等への技術移転が見込まれる、職員等の職務上創作された技術ノウハウについては、職務発明として扱い、技術ノウハウを使用する権利を本学が承継するものとする。

届出、職務発明の認定、権利承継、補償金、実施許諾等の取扱いについては、特許権等に準じて取り扱うものとする。

８　研究試料（有体物／マテリアル）についての取扱い

８－１　研究試料の定義

職員等が作製した試薬、試料、実験動物、植物、細胞株、菌株、遺伝子、化学物質、試作品、実験装置等の研究目的に使用可能で、有形かつ技術的観点からの付加価値を有するもの

８－２　研究試料の大学（機関）帰属

職員等により職務上得られた研究試料は、原則として大学に帰属するものとする。

８－３　管理及び届出

（１）職員等は、研究試料を作製したときは、適正に管理しなければならないものとする。

（２）職員等は、研究試料について、次の各号のいずれかの場合に該当するときは、その旨を学長に届け出るものとする。

①他に提供する場合

②技術的観点からの付加価値が顕在化した場合

③その他必要がある場合

８－４　学長による認定

学長は、研究試料の届出を受理したときは、研究試料について研究試料提供契約の対象適格があるか否か（前記８－３（２）の①②に該当するか否か）の認定をするものとする。

８－５　研究試料提供契約（ＭＴＡ）の締結

職員等は、研究試料を他に提供するときは、研究試料提供契約を締結するものとし、学長は、

研究推進部門長に研究試料提供契約に関する契約書の作成、交渉等を支援させるものとする。

８－６　研究試料に係る収入の大学（機関）帰属と提供奨励金の支給

（１）研究試料により収入を得た場合、かかる収入は本学に帰属する。

（２）学長は、本学が研究試料により収入を得た場合、かかる研究試料を得た職員等に提供奨励金を支給する。

（３）提供奨励金の額及び支給方法については、特許権等の取扱いに準じる。

９　知的財産権の実施許諾・譲渡（産業界への技術移転）

９－１　本学が所有する知的財産権に対する実施許諾の原則

（１）本学は、その所有する知的財産権について、産業化しないと判断するものを除き、原則として、有償により、企業等に実施許諾を行うことができるものとする。

（２）本学の研究成果の産業化及び企業等への技術移転に有用な場合、技術移転に係る研究成果に関連する各種の知的財産権について、包括して実施許諾をすることができる（即ち、特許技術の事業化に有用な、プログラム著作物や技術ノウハウをパッケージで実施許諾する等の対応ができる。）。

９－２　本学と企業等の共有に係る知的財産権

企業等との共有に係る知的財産権について、共有権利者たる企業等が自己実施する場合においても、事業を行わない大学の特性に鑑み、かかる企業等との間で、有償での実施許諾契約を締結しなければならないものとする。

９－３　企業等との実施契約の締結

（１）本学における実施契約の締結権限は、学長に属するものとし、学長は、研究推進部門長に、企業等との窓口、契約書の作成、交渉等、本学が主体となる契約の締結を推進させるものとする。

（２）実施契約には、以下の事項に関する契約条件を規定するものとする。

①許諾の対象となる知的財産権の特定

②実施の許諾の優先又は非優先の別

③実施許諾の範囲

④実施許諾の期間

⑤実施料その他実施許諾の対価について、その額及び支払方式

９－４　優先的実施の許諾

以下に掲げる場合の他、優先的な実施許諾を行うことが、その知的財産権の実施の促進又は成果の普及を促進するために、合理的かつ必要な事情がある場合には、優先的又は一部優先的な実施許諾を行うことができる。

（１）本学との共有に係る知的財産権について、その知的財産権を共有する者が希望する場合

（２）本学が企業等と共同して行った研究により、本学が単独で所有する知的財産権について、共同して研究を行った企業等が希望する場合

（３）本学が企業等から受託して行った研究により、本学が単独で所有する知的財産権について、その研究を本学に委託した企業等が希望する場合

（４）本学が所有する知的財産権に係る知的財産の創作者（発明者）自身が事業化する場合

９－５　知的財産権の譲渡

（１）本学が所有する知的財産権について、上記９－４（１）から（４）に掲げる場合の他、その譲渡を行うことが、その知的財産権の実施の促進又は成果の普及を促進するために、合理的かつ必要な事情がある場合には、その知的財産権の企業等へ譲渡を行うことができる。

（２）本学が所有する知的財産権の企業等への譲渡を行う場合、かかる企業等と譲渡契約を締結しなければならないものとする。

９－６　学術研究機関に対する実施許諾の特例（アカデミックユース）

学術研究機関の求めに応じ、本学が単独で所有する知的財産権について、学術研究機関に実施許諾をする場合、この規程の定めにかかわらず、実施許諾の対価等の条件は、無償又は特別な条件を設定することができる。ただし、かかる学術研究機関が、次の事項を約することを条件とする。

（１）学術研究目的以外には実施許諾を受けた知的財産権の実施をしないこと。

（２）本学の許諾を得ることなく、営利又は非営利にかかわらず、第三者に再実施の許諾をしないこと。

（３）本学が、かかる学術研究機関が単独で所有する知的財産権を学術目的で実施することを希望する場合、本学に対し、同様の取扱いをすること。

９－７　実施料等の収入の大学（機関）帰属と発明者等への還元

（１）本学の知的財産権の実施許諾に基づく実施料等の収入は、本学に属する。

（２）実施料等の収入は、発明者に還元するものとする。

９－８　技術移転事業者（ＴＬＯ）への委託

本学における研究成果の産業界への移転・普及を行う上で効果的であると判断される場合、本学が所有する知的財産権に関する実施許諾に係る業務の全部又は一部を、学外の技術移転事業者に委託することができる。

10　特許権等に関する侵害問題その他のトラブルへの対応

10－１　本学の特許権等に対する侵害問題への対応

（１）本学の特許権等に対する侵害問題が判明した場合、研究推進部門が中心となり（事務局)、侵害案件に関する情報収集（侵害者の特定、侵害対象物の特定、特許分析、損害規模（台数及び金額）等)、発明者等の学内関係者とヒアリング・意見徴収、調整、弁護士との連携、相手方との交渉、和解契約、訴訟対応等の業務を推進していく。

（２）案件（和解、訴訟等）に対する最終的な本学の意思決定は、研究推進部門長の具申を受け（必要な場合、知的財産審議会の審議を踏まえ)、学長が決定する。

10－２　本学に提起されるトラブルへの対応

他人の特許権等を本学が侵害する問題や学外から本学に提起されるトラブルへの対応は、上記10－１に準じて対応する。

おわりに

上記の知的財産ポリシー及びこれを具体化する学内規程は、法令の改正、判例の動向、国立大学法人化の動向、本学における知的財産インフラの進展等、知的財産権や大学を取り巻く環境の変化に対応して、適宜見直しを行い、本学における知的財産権の拡充とその活用を進めていくこととする。

以上